



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 東京製綱株式会社

代 表 者 取締役社長 蔵重新次

(コード番号： 5981、東証第 1 部)

問合せ先 常務取締役執行役員総務部長 佐藤和規

(TEL. 03-6366-7777)

**第三者割当による種類株式の発行、定款一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少
並びに剰余金の処分に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合（以下「割当予定先」といいます。）に対して第三者割当による総額 25 億円の A 種類株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）、割当予定先との間で、割当予定先が A 種類株式を引き受けること等に関する投資契約（以下「本契約」といいます。）を締結すること、A 種類株式及び B 種類株式の新設等に伴い定款の一部を変更すること、並びに資本金及び資本準備金の額を減少すること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、A 種類株式の発行は、第 215 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）において本第三者割当増資に係る議案、上記の定款の一部変更に係る議案、本資本金等の額の減少に係る議案及び割当予定先の指名する者 1 名を当社の社外取締役として選任することに関する議案の承認が得られることを条件としております。

記

I. A 種類株式の発行について

1. A 種類株式の概要

(1) 払 込 期 日	平成 26 年 7 月 8 日
(2) 発 行 新 株 式 数	2,500 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 金 1,000,000 円
(4) 調 達 資 金 の 額	2,500,000,000 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法により割り当てる。
(6) 割 当 予 定 先	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合 2,500 株
(7) そ の 他	詳細は別紙 1「東京製綱株式会社 A 種類株式発行要項」及び別紙 2「東京製綱株式会社 B 種類株式の内容」をご覧ください。 A 種類株式の配当率は平成 29 年 6 月 30 日までは年 4.5%、平成 29 年 7 月 1 日以降は年 5.5%としており、A 種類株主は普通株主及び B 種類株主に優先して配当を受け取ることができます。 また、A 種類株式には、金銭及び B 種類株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、並びに、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	A 種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。 B 種種類株式には定まった配当率はなく、B 種種類株主は普通株式の配当利回りと同水準の配当利回りで、普通株主と同順位で配当を受け取ることができます。 また、B 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権はありますが、その他の取得条項及び取得請求権はありません。 B 種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。 A 種種類株式には、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が付されていますが、その行使により A 種種類株式 1 株当たり、払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A 種残余財産分配額」といいます。）の金銭並びに当該行使時期に応じて一定の数の B 種種類株式が交付されます。すべての A 種種類株式について金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を行使し、これにより交付される B 種種類株式のすべてについて普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、希薄化率は、A 種種類株式に係る金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権の行使時期及び B 種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権の行使時における当社普通株式の時価により異なり、最大で約 12.8%となります。 A 種種類株式に付された金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権は、A 種残余財産分配額を現金で償還し、加えて最大で払込金額相当分の 37%に達する償還プレミアム部分を B 種種類株式で償還するものですが、かかる取得請求権を付与することにより、償還プレミアム部分を含む全額を金銭で償還する場合と比べて、当社の資金負担を軽減することができるとともに、A 種種類株式が直接普通株式に転換された時に比べて希薄化を抑制することが可能となります。 また、A 種種類株式には別途当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。ただし、当該取得請求権は、当社の分配可能額が A 種残余財産分配額の総額以上であれば、行使することができません。すべての A 種種類株式について当該取得請求権を行使した場合における最大の希薄化率は約 21.9%となります（なお、A 種累積未払配当金相当額又は日割未払優先配当金額が存在する場合はこれを超える希薄化率となる可能性があります、その場合も希薄化率が 25%以上とならないことにつき下記 9. をご参照下さい。）。 当社と割当予定先は、本契約において、A 種種類株式の金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権並びに普通株式を対価とする取得請求権の行使条件について合意しており、A 種種類株式に付された金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権の行使によって B 種種類株式が交付され、又は普通株式を対価とする取得請求権の行使によって当社の普通株式が交付されるのは、原則として平成 29 年 7 月 1 日以降となります。 本第三者割当増資については、本定時株主総会において本第三者割当増資に係る議案、上記定款の一部変更に係る議案、本資本金等の額の減少に係る議案及び社外取締役の選任に関する議案の承認を得ることを条件としております。
--	--

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

2. A 種種類株式の発行の目的及び理由

(1) A 種種類株式の発行経緯・目的

当社グループは、「トータル・ケーブル・テクノロジーの追及」を中長期的ヴィジョンに掲げ、各事業において業容・収益拡大に取り組んでまいりましたが、欧州金融危機を引き金とする太陽光関連事業（ソーワイヤ・ワイヤソー）の世界的な需要減と中国系企業による大量生産がソーワイヤ価格の下落へと繋がった結果、スチールコード事業（以下「SC 事業」といいます。）の収益が急速に悪化した為、SC 事業の構造改革に着手し、平成 24 年 3 月期と平成 25 年 3 月期に、構造改革費用として減損損失等の特別損失を合計約 277 億円計上いたしました。その結果、連結純資産は約 430 億円（平成 23 年 3 月期）から約 118 億円（平成 25 年 3 月期）まで大幅に減少するに至りました。

平成 26 年 3 月期においては、SC 事業の構造改革による固定費圧縮や改善施策の効果発現に加え、鋼索鋼線事業や開発事業の増収効果により、本日公表の通り、当社は連結営業利益・経常利益の黒字化を実現しております。当社の財務状況は回復途上にあります。今後、更なる抜本改革実施による SC 事業の早期健全化や、鋼索鋼線事業や開発事業の競争基盤を磐石なものとする為には、早期に財務基盤を安定させる必要があります。かかる状況を踏まえ、当社は昨年 6 月頃より、複数の投資家に対して初期的な資本増強の検討依頼をした結果、金額規模・経済条件並びに当社の事業目的や経営方針にご理解をいただける割当予定先に対して、総額 25 億円の A 種種類株式を発行することを平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において決議いたしました。これにより、財務体質の安定化を図ると同時に、新規設備投資及び研究開発等に係る必要資金を確保することができ長期的な株主価値向上に資するものと判断いたしました。また、本第三者割当増資により調達した資金については、当社の主力事業である鋼索鋼線事業のグローバル事業展開を担うエレベータ用ワイヤロープを主要生産品目とするベトナム工場生産拡大に向けた追加機械設備投資及び先行投資時の調達資金代替、並びに業務運営の効率化や既存事業の生産体制を維持及び効率化する上で必要な投資資金に充当することで、当社グループの競争力を向上させ収益基盤を強化することが可能となります。今次の自己資本の増強によって株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

(2) A 種種類株式による資金調達を実施する理由並びに A 種種類株式及び B 種種類株式の概要

当社は、財務体質の早期安定化を図る一方で、既存の株主様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、上記（1）のとおり平成 25 年 3 月期決算において当社の自己資本が大幅に減少し、いまだ財務状況が回復途上にあることに鑑みると、財務体質の安定化を図るためには、金融機関からの借入による資金調達とのバランスをとり、資本性のある資金調達を実施することにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

調達手法に関しては、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価状況等を勘案すると、当社普通株式による公募増資や第三者割当の実施は、普通株式の希薄化を直ちにもたらすことにもなり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でないと判断いたしました。当社としては、普通株式の急激な希薄化を抑制しつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためには種類株式による増資が最適であると考え、種類株式による投資実績、投資家の特性、金額規模、経済条件を勘案した上で、当社種類株式による増資に前向きにご検討いただけたような複数の投資家を対象に検討を進めた結果、前述の条件面で合意ができ、また当社の事業目的及び経営方針にご理解をいただける投資家であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合に対して、以下の特徴を有する A 種種類株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

A 種種類株式の特徴

① 優先配当金

A 種種類株式の優先配当率は、平成 29 年 6 月 30 日までは年 4.5%、平成 29 年 7 月 1 日以降は年 5.5%に

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

設定されており、A 種種類株主は普通株主及び B 種種類株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、A 種種類株主への配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A 種種類株主は、原則として、当該優先配当に加え、当社普通株式の配当を受け取ることはできません。

② 金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権

A 種種類株式には、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が付されております。A 種種類株式の発行要項では払込期日以降いつでも、A 種種類株式の全部又は一部の取得を請求する日を特定して、当該日の 45 日前までに書面により当社に対して通知（撤回不能です。）することにより、当社に対して、当該日において金銭及び B 種種類株式を対価として A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっております（以下「金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権」という。）が、割当予定先は、本契約の規定により、平成 29 年 7 月 1 日以降においてのみ、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。ただし、本契約において、(i) (a) 当社及び当社連結子会社が当事者となっている一定の借入契約等に規定されている財務制限条項違反若しくは期限の利益喪失事由のいずれかに該当した場合、(b) 当社が本契約上の義務や表明保証条項に違反した場合（軽微な違反を除きます。）、(c) 当社の平成 26 年度以降の各年度の決算期における当社の分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）が一定の金額を下回った場合、(d) 当社の平成 27 年 3 月期以降の各年度の連結ベースの実績 EBITDA（すなわち、営業利益に減価償却費を加算した額）が一定の数値を下回った場合又は下回る結果となることが合理的に見込まれる場合、若しくは (e) 当社が金融商品取引法の定めに従った有価証券報告書若しくは四半期報告書の提出をしなかった場合（以下、総称して「転換制限解除事由」といいます。）、又は(ii)当社が、A 種種類株式について金銭を対価とする取得条項（後記③をご参照ください。）を行使した場合には、平成 29 年 6 月 30 日以前であっても、いつでも、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとするが合意されています。なお、当社は、転換制限解除事由が生じたことが判明した場合、又は金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権の行使に係る通知を受領した場合には、直ちにこれを開示いたします。

金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求がなされた場合に交付される金銭の額は、常に当該取得請求権に係る A 種種類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得られる額であり、交付される B 種種類株式の数は、(i) 払込期日である平成 26 年 7 月 8 日から平成 30 年 6 月 30 日までに当該取得請求がなされた場合には、当該取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.22 を乗じて得られる数、(ii) 平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までに当該取得請求がなされた場合には、当該取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.29 を乗じて得られる数、(iii) 平成 31 年 7 月 1 日以降に当該取得請求がなされた場合には、当該取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.37 を乗じて得られる数となります。

A 種種類株式に当該金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を付与することにより、A 種残余財産分配額については金銭償還を可能とすることで、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に比して、希薄化を抑制できる可設計にしております。また、A 種残余財産分配額の金銭に加え、償還プレミアム部分として B 種種類株式を交付することで、A 種種類株式の優先配当率を一定の水準に抑えながら、金銭を対価とする取得条項を行使する場合に比して、当社の金銭負担を抑制できる設計にしております。また、仮に A 種種類株式の発行後当社の株価が下落した場合であっても、以下に記載のとおり、B 種種類株式が普通株式に転換する際の計算に用いられる取得価額の下限は一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることになります。なお、後述の通り、割当予定先が自主的に取得請求権を行使できる期間である平成 29 年 7 月 1 日以降について、当該金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を優先的に行使することを検討していることを確認しております。

③ 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成 27 年 6 月 30 日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

といひます。)が到来することをもち、金銭対価償還日の 60 日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行うことにより、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A 種種類株式の全部を取得することができます。この場合において当社が支払う金銭の額は、A 種種類株式の払込金額相当額に金銭対価償還日の時期に応じて決定される償還係数を乗じた額に、A 種累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を加えた額とされています。A 種種類株式の払込金額相当額に償還係数を乗じた額については、具体的には、金銭対価償還日が、(i)平成 27 年 6 月 30 日の場合は 1,080,000 円、(ii)平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までに属する場合は 1,150,000 円、(iii)平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までに属する場合は 1,220,000 円、(iv)平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までに属する場合は 1,300,000 円、(v)平成 30 年 7 月 1 日以降の場合は 1,380,000 円となっております。

なお、金銭対価償還日より前に上記②に定める金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を行使する旨の通知がなされた場合、A 種種類株式の全部について、金銭対価償還は行われず、A 種種類株式の一部について当該通知がなされた場合は当該通知がなされた A 種種類株式を除くその他の A 種種類株式についてのみ本項に定める金銭を対価とする償還が行われます。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

A 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。A 種種類株式の発行要項では原則として、払込期日以降いつでも、A 種種類株式の全部又は一部の取得を請求する日(以下「普通株式取得請求日」という。)を特定して、当該日の 1 か月前までに書面により当社に対して通知(撤回不能です。)することにより、当社に対して、当該日において当社の普通株式を対価として A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっております(以下「普通株式を対価とする取得請求権」という。)

ただし、かかる A 種種類株式の発行要項に拘わらず、割当予定先は、本契約の規定により、原則として、平成 29 年 7 月 1 日以降においてのみ、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとされております。しかし、転換制限解除事由のいずれかに該当する場合には、平成 29 年 7 月 1 日の到来前であっても、割当予定先は、当社の普通株式を対価とした取得請求権を行使することができます。

もっとも、普通株式を対価とした取得請求権は、請求日における分配可能額が、同日に発行済の全ての A 種種類株式(自己株式を除きます。)について金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合に交付されるべき金銭の総額を下回る場合にのみ、行使することができます。よって、A 種残余財産分配額については金銭償還を可能とする限りにおいて、普通株式を対価とした取得請求権は行使されません。

なお、当社は、転換制限解除事由が生じたことが判明した場合、又は普通株式を対価とする取得請求権の行使に係る通知を受領した場合には、直ちにこれを開示いたします。

普通株式を対価とした取得請求権が行使された場合、当社は、A 種種類株主に対して、A 種種類株主が取得請求をした A 種種類株式の数に、A 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付します。この場合の取得価額は、当初、平成 26 年 5 月 12 日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といひます。)が公表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」といひます。)の平均値相当額である 158.0 円(以下「A 種当初取得価額」といひます。)としますが、取得価額は、平成 27 年 3 月 12 日以降 6 ヶ月ごとの日において、当該日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値の 92%に相当する額に修正されることとなっております(ただし、修正後の取得価額は、A 種当初取得価額の 50%(79.0 円)を下回ることとはなく、また、A 種当初取得価額の 150%(237.0 円)を上回ることとはないものとされています。)

割当予定先は、転換制限解除事由が発生しない限り(又は当社が A 種種類株式について金銭を対価とする取得条項(上記③をご参照ください。)を行使しない限り)、平成 29 年 6 月 30 日までは、金銭を対価とする取得条項が行使されたとしても、割当予定先は普通株式を対価とする取得請求権を行使できません。その

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

ため、当社は、内部留保資金の積上げを行い、金銭を対価とする取得条項を用いて A 種種類株式を強制償還することにより、普通株式を対価とする取得請求による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することができます。

また、取得価額の修正に際して、修正後の取得価額の下限が一定額に固定されていることから、仮に当社の株価が下落した場合であっても、普通株式を対価とする取得請求権により一定以上の希薄化が生じることは抑制されています。

以上から、A 種種類株式の発行により生じ得る普通株式の希薄化により既存株主の皆様が生じる影響にも十分な配慮がなされているものと考えております。

⑤ 議決権及び譲渡制限

A 種種類株式には議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

その他 A 種種類株式の詳細につきましては、別紙 1「東京製綱株式会社 A 種種類株式発行要項」をご参照下さい。

B 種種類株式の特徴

① 優先配当金

B 種種類株式には定まった配当率はなく、B 種種類株主は普通株式の配当利回りと同水準の配当利回りで、普通株主と同順位で配当を受け取ることができます。

② 普通株式を対価とする取得請求権

B 種種類株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されており、B 種種類株主はいつでも当社普通株式を対価として、B 種種類株式の全部又は一部を取得することを当社に請求することができます。

この場合、当社は、B 種種類株主に対して、B 種種類株主が取得請求をした B 種種類株式の数に、1,000,000 円を乗じて得られる額を、取得価額で除した数の当社の普通株式を交付します。この場合の取得価額は、当初、平成 26 年 5 月 12 日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の東京証券取引所が公表する当社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値の 92%相当額である 145.4 円（以下「B 種当初取得価額」といいます。）としますが、取得価額は、平成 27 年 3 月 12 日以降 6 ヶ月ごとの日において、当該日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値の 92%に相当する額に修正されることとなっております（ただし、修正後の取得価額は、50 円を下回ることなく、また、B 種当初取得価額の 110%（159.9 円）を上回ることとはないものとされています。）。

③ 議決権及び譲渡制限

B 種種類株式には議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

B 種種類株式の詳細につきましては、別紙 2「東京製綱株式会社 B 種種類株式の内容」をご参照下さい。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,500,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	200,000,000 円
③ 差引手取概算額	2,300,000,000 円

※発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税、フィナンシャル・アドバイザー・フィー（三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社）及びリーガル・アドバイザー・フィー、価値

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

算定費用です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途		金 額 (百万円)	支出予定時期
①	国内外における生産設備の維持更新投資	900	平成 26 年 7 月～ 平成 28 年 3 月
②	エレベータ用ロープ生産強化に関する追加機械設備投資及び先行投資時の調達資金の代替	1,150	平成 26 年 7 月～ 平成 27 年 6 月
③	生産増強にかかる戦略投資	150	平成 26 年 7 月～ 平成 27 年 6 月
④	業務効率化に必要な IT 投資資金や既存事業の生産体制を維持及び効率化	100	平成 26 年 7 月～ 平成 28 年 3 月

※ 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※ ②について、エレベータ用ロープ生産強化に関する投資に関して、ベトナム工場向けの投資資金を一時的に借入れ（金額：約 10 億円）にて調達しておりますが、本来資本性のある資金により投資すべきものであったことから、本第三者割当増資による調達資金によりすみやかにこれを返済し、かかる借入れによる調達資金を代替するものです。なお、残額（金額：約 1.5 億円）は、今後発生する追加機械設備投資に充てられる予定です。

※ ③については土浦工場における生産設備（機械）の新設費用を予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

安定収益事業であり、グローバル事業展開を狙う鋼索鋼線事業の、エレベータ用ワイヤロープを主要生産品目とするベトナム工場の生産拡大に向けた新規設備投資等により、当社グループの競争力が向上し収益基盤を強化することが可能となります。そのため、A 種種類株式の発行により調達する資金を当該新規設備投資等のために行った借入れの返済に充当し、当社の財務体質の安定化を図ることは、既存株主の皆様にとっても合理性があるものと判断します。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A 種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に対して A 種種類株式の価値算定を依頼した上で、ブルータス・コンサルティングより、A 種種類株式の価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。ブルータス・コンサルティングは、一定の前提（A 種種類株式の配当率、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権、当社株式の株価及びボラティリティ、クレジットスプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて A 種種類株式の公正価値を算定しております。本価値算定書においては、A 種種類株式の価格は、1 株当たり 1,075,200 円（107.52%）とされております。

なお、A 種種類株式の価値算定結果の詳細は、下記のとおりであります。

① A 種種類株式の評価額については、1 株当たり 1,075,200 円です。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

②A 種種類株式の評価に考慮した主な発行条件

名称	数値	採用数値の概要
発行株式数	2,500 株	A 種種類株式発行要項の通り
発行価額の総額	2,500,000,000 円	A 種種類株式発行要項の通り
発行価額	1,000,000 円	A 種種類株式発行要項の通り
優先配当金	4.5%	A 種種類株式発行要項の通り
金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権	—	A 種種類株式発行要項の通り
普通株式を対価とする取得請求権	—	A 種種類株式発行要項の通り
金銭を対価とする取得条項	—	A 種種類株式発行要項の通り

③採用数値の概要

名称	数値	採用数値の概要
A 種当初転換価格	158.0 円/株	A 種種類株式発行要項の通り
B 種当初転換価格	145.4 円/株	B 種種類株式の内容の通り
満期までの期間	3 年	想定される当事者の行動前提を考慮した期間
株価	146 円/株	評価基準日の東京証券取引所における終値
株価変動性	44.54%	満期までの期間に応じた直近期間の株価情報を週次観察して算出
配当利回り	0%	直近の配当実績に基づき算定
無リスク利子率	0.113%	満期までの期間に対応した中期国債の流通利回りを採用

④採用した評価モデル

名称	数値	採用数値の概要
当社の行動	—	3 年後に金銭を対価とする取得条項を行使する予定とする
割当予定先の行動	—	取得条項の行使を受けて、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を発動する予定とする
採用した算定手法	—	一般的な株式オプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるブルータス・コンサルティングによる本価値算定書における上記評価結果等を勘案し、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断いたしました。

しかしながら、種類株式の評価に関しては様々な考え方があり得ることから、会社法上、A 種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、会社法第 199 条第 2 項に基づく有利発行に係る株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として A 種種類株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A 種種類株式を 2,500 株発行することにより、総額 2,500,000,000 円を調達いたしますが、上述した A 種種類株式の発行の目的及び資金使途が合理性を有していることに照らしますと、A 種種類株式の発行数

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

量も合理的であると判断しております。

また、前述のとおり、A 種種類株式については、株主総会における議決権がありませんが、A 種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権、又は A 種種類株式の金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権により交付される B 種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。A 種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が下限取得価額（79.0 円）で行使されたと仮定すると、A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で最大で議決権数 31,645 個の普通株式が交付されることになり、平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 144,307 個に対する割合は約 21.9%となります。なお、A 種種類株式の全部について、A 種種類株式に付された金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が、B 種種類株式が最も多く交付される時点において行使された場合（すなわち、当該取得請求権が平成 31 年 7 月 1 日以降に行使された場合）において、これによって発行された B 種種類株式の全部につき、B 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が下限取得価額（50 円）で行使された場合には、最大で議決権数 18,500 個の普通株式が交付され、平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 144,307 個に対する割合は約 12.8%となりますので、A 種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に生じる最大の希薄化よりも小さいものとなります。

このように、A 種種類株式又は B 種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることになりますが、①本第三者割当増資による自己資本の増強が財務体質の安定化に資すること、②本契約において、転換制限解除事由が発生しない限り、払込期日の約 3 年後である平成 29 年 6 月 30 日までは割当予定先は取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、事業構造改革の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されていること、③平成 29 年 7 月 1 日以降においても、すべての A 種種類株式について金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が行使できるだけの分配可能額が当社にある場合は、より大きな希薄化を生じさせる普通株式を対価とする取得請求権が行使できないこととされていること、④A 種種類株式には平成 27 年 6 月 30 日以降いつでも当社により行使可能な金銭を対価とする取得条項が付されており、当社の判断により、A 種種類株式を強制償還することにより、普通株式を対価とする取得請求権の行使によるより大きな希薄化の発生を防止することが可能な設計がなされていること、⑤A 種種類株式及び B 種種類株式に関するいずれの取得請求権についても修正後の取得価額に下限を設定していること等により、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響をより少なくするための方策を講じております。このような観点から、当社としては、A 種種類株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1） 名 称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合
（2） 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
（3） 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
（4） 組 成 目 的	有価証券の取得等
（5） 組 成 日	平成 22 年 11 月 16 日
（6） 出 資 者	株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 三菱商事株式会社 ドイツ銀行東京支店

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(7) 業務執行組合員の概要 (無限責任組合) (General Partner)	名 称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 齋藤進一
	事 業 内 容	有価証券の取得及び保有等
	資 本 金	100,000,000 円
(8) 当社と業務執行組合員 との間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係なし	

※ なお、割当予定先の業務執行組合員の代表者に対する面談等を通じ、当該割当予定先又はその主な出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. A 種種類株式の発行の目的及び理由」に記載のとおり、太陽光関連事業（ソーワイヤー・ワイヤソー）の世界的な需要減と中国系企業による大量生産がソーワイヤ価格の下落へと繋がった結果、SC 事業の収益が急速に悪化した為、SC 事業の構造改革に着手することを決断し、平成 24 年 3 月期と平成 25 年 3 月期に、構造改革費用として減損損失等の特別損失を合計約 277 億円計上するに至りました。その結果、連結純資産は約 430 億円（平成 23 年 3 月期）から約 118 億円（平成 25 年 3 月期）まで大幅に減少するに至りました。

この資本毀損は直ちに当社の経営に影響を与えるものではないものの、かかる財務状況や更なる抜本改革実施による SC 事業の早期健全化及び今後の当社の主力事業における競争基盤を磐石にすることを踏まえ、第三者割当による増資の実施を視野に入れて、複数の候補を対象とした割当先を選定手続を実施いたしました。かかる選定手続において複数の割当候補と協議をする中で、種類株式の諸条件を比較検討の上、国内で一定の投資実績を有し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針、A 種種類株式の募集の目的・商品性に賛同いただけるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第 1 号投資事業有限責任組合に対して A 種種類株式を発行することといたしました。

なお、当社と割当予定先の間では、当社に対する出資に関する事項について、本契約を締結することを合意しており、その概要は以下のとおりです。

① 当社の遵守事項

当社は、一定の条件の下、(1) 当社がその時点で有効な事業計画に定める数値目標を達成するよう合理的な最善の努力を尽くすこと、(2) 割当予定先が A 種種類株式を一定数以上保有する限り、原則として、当社及び当社の連結子会社の定款等の変更、株式等の発行、自己株式の買受、資本金又は準備金の額の変更、剰余金の配当、一定の重要な資産・営業等の取得又は処分、一定の組織再編行為、一定の借入・保証等、一定の新規投資、倒産処理手続きの申立等、事業計画の重要な変更等の重要な行為を当社又は当社の連結子会社が行う場合に、割当予定先の事前の承諾を得ること（ただし、割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶又は留保してはならないものとされています。）、(3) 当社のアドバイザー機能を有する会議体として割当予定先と共同でエクイティ・モニタリング会議を設置・開催すること、(4) 割当予定先が指名する者 1 名を社外取締役候補者として（なお、当社の財務指標が一定の基準を下回った場合、割当予定先は当該社外取締役に加えて常勤取締役 1 名を指名することができます。）、(5) A 種種類株式に係る剰余金の配当資金及び A 種種類株式の取得資金を可能な限り創出するべく、割当予定先と協議の上、必要な措置をとるよう合理的に努力すること、(6) 当社は、割当予定先の事前の書面による承諾のある場合を除き、A 種種類株式又は A 種種類株式に転換可能な新株予約権（ストックオプションを含む。）、新株予約権付社債その他の一

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

切の権利の発行又は処分を行わないこと、(7) 割当予定先が A 種種類株式を一定数以上保有する限り、財務制限条項違反その他の債務不履行事由等に該当する場合、事業運営の抜本的な改善を行うこと、(8) 割当予定先に対して、借入契約、法令遵守状況等の一定の報告を行うこと、(9) 割当予定先が希望した場合には、当社は、割当予定先が希望する数の当社普通株式の借株を受けることができるよう、最大限努力（当社株主の紹介を含む。）すること（ただし、割当予定先は、A 種種類株式又は B 種種類株式に係る取得請求権の行使により交付を受け得る普通株式の数の概ね範囲内での借株に限るものとします）等を、割当予定先に誓約しています。

② 取得請求権の行使制限

割当予定先は、払込期日以降平成 29 年 6 月 30 日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができません。また、割当予定先は、払込期日以降平成 29 年 6 月 30 日までの間、転換制限解除事由が発生した場合又は発行会社が A 種種類株式について取得条項を行使した場合に限り、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

また、割当予定先は、A 種種類株式及び B 種種類株式の取得請求権を行使しようとする場合において、当該行使の直後の時点で、当社がそれまでに A 種種類株式及び B 種種類株式の取得請求権の行使によって A 種種類株式及び B 種種類株式の取得と引換えに交付し又は当該行使により交付することとなる普通株式に係る議決権の総数の、本契約締結日における当社の総議決権数に対して占める割合が 25%以上となる場合には、A 種種類株式又は B 種種類株式に係る取得請求権を行使することができません。

③ 譲渡制限等

割当予定先は、当社の事前の書面による承諾がない限り、割当予定先が保有する A 種種類株式又は B 種種類株式の、割当予定先に関連する者（割当予定先の無限責任組員であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社及びその子会社並びにこれらの会社がインベストメント・マネジャーとなっているファンド等）以外の第三者への譲渡等を行うことができません。また、割当予定先が、割当予定先に関連する者に自らが保有する A 種種類株式又は B 種種類株式を譲渡等する場合には、割当予定先は、予め当該者をして、本契約に規定する取得請求権の行使制限、譲渡制限等及び買い増しの禁止に関する義務を遵守することを約させるものとされています。なお、当社は、割当予定先に関連する者以外の第三者に対する譲渡等について承諾することを現時点では予定しておりませんが、仮に当該承諾をするときは、割当予定先が、予め当該第三者をして、上記の各義務を遵守することを約させることを条件とする予定です。

④ 買い増しの禁止

割当予定先は、当社の事前の書面による承諾がない限り、直接又は間接を問わず、A 種種類株式及び B 種種類株式に付された取得請求権の行使による場合を除き、当社の普通株式その他の株式又は新株予約権の買取り、譲受け又は承継を行わないこととなっております。

⑤ 払込義務の前提条件

A 種種類株式の払込時において当社の分配可能額が一定水準を超えていること、及び本定時株主総会において A 種種類株式の発行を停止条件として割当予定先の指名する者 1 名を当社の社外取締役を選任する旨の議案が承認されていること等が、割当予定先による A 種種類株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、原則として、A 種種類株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

割当予定先は、平成 29 年 6 月 30 日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、A 種種類株式の金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権並びに普通株式を対価とする取得請求権を行使することができませんし、転換制限解除事由が発生するか発行会社が A 種種類株式について取得条項を行使しない限り、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができません。

平成 29 年 7 月 1 日以降につきましては、割当予定先からは、金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を優先的に行使することを検討していることを確認しております。そして、割当予定先が金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該行使により割当予定先が B 種種類株式を取得することになりますが、その場合、割当予定先が B 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使して当社普通株式を取得する可能性があります。かかる取得請求権の行使の結果として割当予定先が交付を受けた場合の当該普通株式については、割当予定先は市場環境を見ながら適宜売却していく意向であることを確認しております。

なお、前述の通り、普通株式を対価とした取得請求権は、請求日における分配可能額が、同日に発行済の全ての A 種種類株式（自己株式を除きます。）について金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定した場合に交付されるべき金銭の総額を下回る場合にのみ、行使することができます。当社が A 種残余財産分配額については金銭償還を可能とする限りにおいて、普通株式を対価とした取得請求権は行使されません。

また、本契約上、割当予定先は、当社の事前の書面による承諾がない限り、その保有する A 種種類株式又は B 種種類株式を、割当予定先に関連する者以外の第三者への譲渡等を行うことができません。A 種種類株式又は B 種種類株式には、当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限条項を定めてられておりますが、当社は割当予定先が払込期日から 2 年間に於いて、割当株式である A 種種類株式又は B 種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに割当予定先に対する出資者の財務諸表を確認する等し、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

７．募集後の大株主及び持株比率

（１）普通株式

A 種種類株式による潜在株式数につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから A 種種類株式募集後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては、計算に含めておりません。

募集前（平成 26 年 3 月 31 日現在）		募 集 後
新日鐵住金株式会社	7.07%	同左
株式会社ハイレックスコーポレーション	2.46%	
東京ロープ共栄会	2.45%	
日本マスタートラスト信託銀行（信託口）	2.24%	
横浜ゴム株式会社	1.64%	
CBHK-KSD-WOORI	1.59%	

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

ザバンクオブニューヨークメロンイン ターナショナルリミテッド131800	1.33%	
株式会社日立製作所	1.17%	
東京製綱グループ従業員持株会	1.16%	
日本生命保険相互会社	1.12%	

(2) A 種種類株式

募集前（平成 26 年 5 月 12 日現在）	募 集 後
該当無し	ジャパン・インダストリアル・ソリュー ションズ第 1 号投資事業有限責任組合 100.00%

8. 今後の見通し

A 種種類株式の発行により、平成 27 年 3 月期連結及び単体の財務体質の安定化を図ります。

なお、今後の見通しについては、本日付当社発表の「平成 26 年 3 月期 決算短信」にて記載しております平成 27 年 3 月期の連結業績予想をご覧ください。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資により発行されるすべての A 種種類株式について、普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を考慮しなければ、最大の希薄化率は約 21.9%となります。しかし、A 種累積未払配当金相当額又は日割未払優先配当金額が存在する場合は、当該金額を取得価額で除して得られる数の普通株式を追加で発行する必要があるため、理論的には、希薄化率が 25%を超える可能性があります。

しかし、このような A 種種類株式の内容にかかわらず、当社は、割当予定先との間で、本契約において、割当予定先が A 種種類株式及び B 種種類株式の取得請求権を行使しようとする場合において、当該行使の直後の時点で、当社がそれまでに A 種種類株式及び B 種種類株式の取得請求権の行使によって A 種種類株式及び B 種種類株式の取得と引換えに交付し又は当該行使により交付することとなる普通株式に係る議決権の総数の、本契約締結日における当社の総議決権数に対して占める割合が 25%以上となる場合には、A 種種類株式又は B 種種類株式に係る取得請求権を行使してはならない旨を合意しております。よって、本第三者割当増資は、①希薄化率が 25%未満であり、さらに、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

なお、当社は、本件取引後も、割当予定先が当社の支配株主等（上場規程第 2 条（42）の 2）に該当することはないと考えております。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連結売上高	76,370百万円	65,289百万円	70,865百万円
連結営業利益	751百万円	△3,444百万円	3,389百万円
連結経常利益	383百万円	△3,529百万円	3,541百万円
連結当期純利益	△3,374百万円	△28,827百万円	4,747百万円
1株当たり連結当期純利益	△23.24円	△198.52円	32.70円
1株当たり配当金	2.5円	-円	-円
1株当たり連結純資産	256.64円	67.06円	77.32円

※ 平成26年3月期につきましては、本資料の開示時点において、財務諸表に対する監査手続を実施中です。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年3月31日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	162,682,420株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	317円	170円	113円
高 値	347円	171円	185円
安 値	140円	78円	104円
終 値	169円	112円	160円

② 最近6か月間の状況

	平成25年 11月	平成25年 12月	平成26年 1月	平成26年 2月	平成26年 3月	平成26年 4月
始 値	171円	169円	166円	160円	160円	159円
高 値	181円	171円	179円	172円	166円	166円
安 値	161円	150円	164円	167円	146円	147円
終 値	168円	163円	165円	163円	160円	149円

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 5 月 9 日
始 値	145 円
高 値	147 円
安 値	144 円
終 値	146 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. A 種種類株式の発行日程

平成 26 年 5 月 12 日 (月)	A 種種類株式の発行に関する取締役会決議及び本契約締結
平成 26 年 5 月 23 日 (金)	A 種種類株式の発行に係る議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議 (予定)
平成 26 年 6 月 27 日 (金)	本定時株主総会決議 (予定)
平成 26 年 7 月 8 日 (火)	払込期日 (予定)

12. 発行要項

別紙 1. 「東京製綱株式会社 A 種種類株式発行要項」及び別紙 2 「東京製綱株式会社 B 種種類株式の内容」をご参照下さい。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

II. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

A 種種類株式及び B 種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として A 種種類株式及び B 種種類株式を追加し、A 種種類株式及び B 種種類株式に関する規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙 3.「定款変更案」のとおりです。

3. 定款変更の日程

A 種種類株式発行に係る定款変更は以下の日程にて実施する予定となっております。

平成 26 年 5 月 12 日（月）	定款の一部変更議案に関する取締役会決議
平成 26 年 5 月 23 日（金）	定款の一部変更議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議（予定）
平成 26 年 6 月 27 日（金）	本定時株主総会決議及び定款変更の効力発生日（予定）

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

Ⅲ. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、本資本金等の額の減少については、A 種種類株式の発行の効力が生じることを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

15,324,167,611 円

(2) 減少すべき資本準備金の額

6,539,508,899 円

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

平成 26 年 5 月 12 日 (月)	本資本金等の額の減少に関する取締役会決議
平成 26 年 5 月 23 日 (金)	本資本金等の額の減少議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議 (予定)
平成 26 年 5 月 23 日 (金)	債権者異議申述公告 (予定)
平成 26 年 6 月 23 日 (月)	債権者異議申述最終期日 (予定)
平成 26 年 6 月 27 日 (金)	本定時株主総会決議 (予定)
平成 26 年 7 月 8 日 (火)	本資本金等の額の減少の効力発生日 (予定)

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はありません。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

IV. 剰余金の処分について

1. 剰余金の処分の目的

当社は、上記Ⅲの通り、本資本金等の額の減少を行います。が、会社法第 452 条の規定に基づき剰余金を処分して、本資本金等の額の減少により発生したその他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損を填補することといたしました。

なお、剰余金の処分については、本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件とします。

2. 剰余金の処分の要領

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 21,366,871,798 円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 21,366,871,798 円

3. 剰余金の処分の日程

平成 26 年 5 月 12 日 (月)	剰余金の処分に関する取締役会決議
平成 26 年 5 月 23 日 (金)	剰余金の処分議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議 (予定)
平成 26 年 6 月 27 日 (金)	本定時株主総会決議 (予定)
平成 26 年 7 月 8 日 (火)	剰余金の処分の効力発生日 (予定)

4. 今後の見通し

剰余金の処分は、純資産の部におけるその他資本剰余金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はありません。

(参考)

本資本金等の額の減少の効力発生後の資本金、資本準備金、その他資本剰余金及び繰越利益剰余金の額

資本金 1,000,000,000 円

資本準備金 250,000,000 円

その他資本剰余金 3,531,768,271 円

繰越利益剰余金 0 円

以 上

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

A 種種類株式発行要項

1. 株式の名称

東京製綱株式会社 A 種種類株式（以下「A 種種類株式」という。）

2. 募集株式の数

2,500 株

3. 募集株式の払込金額

1 株につき 1,000,000 円

4. 増加する資本金及び資本準備金

資本金 1,250,000,000 円（1 株につき、500,000 円）

資本準備金 1,250,000,000 円（1 株につき、500,000 円）

5. 払込金額の総額

2,500,000,000 円

6. 払込期日

平成 26 年 7 月 8 日

7. 発行方法

第三者割当の方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第 1 号投資事業有限責任組合に 2,500 株を割り当てる。

8. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下「A 種種類株主等」という。）に対し、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）及び B 種種類株式を有する株主又は B 種種類株式の登録株式質権者（両者を併せて以下「B 種種類株主等」という。）に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。）を行う。なお、優先配当金に、各 A 種種類株主等の保有に係る A 種種類株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 優先配当金の金額

A 種種類株式 1 株当たりの優先配当金の額は、1,000,000 円（以下「払込金額相当額」という。）に、平成 29 年 6 月 30 日までの期間においては 4.5%を、平成 29 年 7 月 1 日以降の期間においては 5.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日の翌日（但し、平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度においては、平成 26 年 7 月 8 日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。以下同じ。）として日割計算により算出される金額とする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として、A 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A 種種類株式 1 株当たりの優先配当金の額は、その各配当における A 種種類株式 1 株当たりの優先配当金の累計額を控除した

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A 種種類株主等に対しては、優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に上記(2)に従い計算される優先配当金相当額（但し、上記(2)但書により控除がなされる前の額）に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降累積する。当社は、累積した不足額に、当該事業年度にかかる定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降、平成 29 年 6 月 30 日までの期間においては年率 4.5%、平成 29 年 7 月 1 日以降の期間においては年率 5.5%の利率で 1 年毎の複利計算（なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）をした金額を加算した額（以下「A 種累積未払配当金相当額」という。）を、当該翌事業年度以降、優先配当金の支払並びに普通株主等及び B 種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A 種種類株主等に対して配当する。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、かつ、B 種種類株主等と同順位で、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8. (2)に従い計算される優先配当金相当額とする。

10. 議決権

A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A 種種類株主は、平成 26 年 7 月 8 日（以下「取得請求権行使期間開始日」という。）以降いつでも、A 種種類株式の全部又は一部の取得を請求する日（以下「普通株式対価取得請求日」という。）を特定して、当該日の 1 か月前までに書面により当社に対して通知した場合に限り、当社に対して、普通株式対価取得請求日において、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、普通株式対価取得請求日において、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。但し、普通株式対価取得請求は、普通株式対価取得請求日における分配可能額（会社法第 461 条第 2

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)が、同日に発行済の全ての A 種種類株式(発行会社があるものを除く。)について B 種種類株式等対価取得請求(下記 12 項(1)に定義される。)が行使されたと仮定した場合に交付されるべき金銭の総額を下回る場合においてのみ行うことができるものとする。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数に、A 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記 9.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を普通株式対価取得請求日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初、158.0 円(以下、本項において「当初取得価額」という。)とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成 27 年 3 月 12 日(同日を含む。)以降、毎年 3 月 12 日及び 9 月 12 日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する 30 取引日(以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が公表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値の 92%に相当する額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が当初取得価額の 50%に相当する額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)(但し、下記(6)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が当初取得価額の 150%に相当する額(円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。但し、下記(6)の調整を受ける。以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP が公表されない日は含まれない(以下同じ。)

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数} \\ \text{－当会社が保有する} \\ \text{普通株式の数）} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}}$$

$$\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数－当会社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}$$

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」とし

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

て普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社は A 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が公表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6) 上限取得価額及び下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(8) 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした A 種種類株主に対して、当該 A 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権

(1) B 種種類株式等対価取得請求権

A 種種類株主は、取得請求権行使期間開始日以降いつでも、A 種種類株式の全部又は一部の取得を請求する日（以下「B 種種類株式等対価取得請求日」という。）を特定して、当該日の 45 日前までに書面により当会社に対して通知（撤回不能とする。）した場合に限り、当会社に対して、B 種種類株式等対価取得請求日において、金銭及び B 種種類株式の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「B 種種類株式等対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、B 種種類株式等対価取得請求日において、当該 B 種種類株式等対価

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該 B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に、A 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭及び下記(2)に定める数の B 種種類株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記 9. (3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を B 種種類株式等対価取得請求日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、当該 B 種種類株式等対価取得請求がなされた A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、B 種種類株式等対価取得請求日における分配可能額を超えるおそれがある場合には、B 種種類株式等対価取得請求がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、B 種種類株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式の数

上記(1)による A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式の数は、B 種種類株式等対価取得請求日が、(i)平成 26 年 7 月 8 日（同日を含む。）から平成 30 年 6 月 30 日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.22 を乗じて得られる数、(ii)平成 30 年 7 月 1 日（同日を含む。）から平成 31 年 6 月 30 日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.29 を乗じて得られる数、(iii)平成 31 年 7 月 1 日（同日を含む。）以降においては、B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.37 を乗じて得られる数とする。また、B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 取得請求受付場所等

上記 11. (7)の規定は、本項に基づく B 種種類株式等対価取得請求の場合に準用する。

13. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、平成 27 年 6 月 30 日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 60 日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A 種種類株式の全部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし（但し、金銭対価償還日より前に上記 12. (1)に定める B 種種類株式等対価取得請求をする旨の通知が行われた場合には、(i)A 種種類株式の全部について当該通知が行われた場合は金銭対価償還は行われたいものとし、(ii)A 種種類株式の一部について当該通知が行われた場合は当該通知が行われた A 種種類株式を除く A 種種類株式についてのみ金銭対価償還が行われるものとする。）、当会社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に(i)A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額に(ii)A 種種類未払配当金相当額及び上記 9. (3)に定める日割未払優先配当金額の合計額を加えた額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、上記 9. (3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下に定める数値をいう。

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| ① 平成 27 年 6 月 30 日 | : 1.08 |
| ② 平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで | : 1.15 |
| ③ 平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで | : 1.22 |

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

- ④ 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで : 1.30
- ⑤ 平成30年7月1日以降 : 1.38

14. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. その他

上記各項は、A種種類株式の発行について株主総会決議が得られていることを条件とする。

以 上

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

B 種種類株式の内容

1. 株式の名称

東京製綱株式会社 B 種種類株式（以下「B 種種類株式」という。）

2. B 種種類株式の発行可能種類株式総数

925 株

3. 剰余金の配当

(1) B 種配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B 種配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主（以下「B 種種類株主」という。）又は B 種種類株式の登録株式質権者（B 種種類株主と併せて以下「B 種種類株主等」という。）に対し、B 種配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）と同順位で、B 種種類株式 1 株につき、B 種種類株式 1 株当たりの下記 4. (1) に定める B 種残余財産分配額に、下記 (2) に定める配当年率（以下「B 種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「B 種配当金」という。）の配当をする。なお、B 種配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B 種配当年率

B 種配当年率は、B 種配当基準日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式 1 株当たりの剰余金の配当の額を B 種配当基準日から起算して 3 取引日前の日（同日を含む。）に先立つ連続する 30 取引日（以下、本 (2) において「B 種配当年率算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が公表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B 種配当年率算定期間中に下記 6. (5) に規定する事由が生じた場合は、上記の VWAP の平均値は下記 6. (5) に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP が公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(3) 非参加条項

B 種種類株主等に対しては、上記 (1) のほか、剰余金の配当は行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 非累積条項

ある事業年度において B 種種類株主等に対してする剰余金の配当の額が B 種配当金の額にしないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

4. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、かつ、A 種種類株式を有する株主又は A 種種類株式の登録株式質権者と同順位で、B 種種類株式 1 株につき、B

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

種種類株式 1 株当たり 1,000,000 円（以下「B 種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

5. 議決権

B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

6. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B 種種類株主は、いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初、145.4 円（以下、本項において「当初取得価額」という。）とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成 27 年 3 月 12 日（同日を含む。）以降の毎年 3 月 12 日及び 9 月 12 日（以下「B 種修正日」という。）に、B 種修正日における時価（以下に定義する。）の 92%に相当する額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、当該価額が当初取得価額の 110%に相当する額（以下「B 種上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は B 種上限取得価額とし、50 円（以下「B 種下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は B 種下限取得価額とする。

「B 種修正日における時価」とは、各 B 種修正日に先立つ連続する 30 取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数} \\ \text{－ 当会社が保有する} \\ \text{普通株式の数）} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \text{1株当たり} \\ \text{払込金額}}{\text{普通株式 1株当たりの時価}}$$

$$\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数－当会社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}$$

- ④ 当会社を取得をさせることにより又は当会社を取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当会社を取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。
- (6) B種上限取得価額及びB種下限取得価額の調整
上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、B種上限取得価額及びB種下限取得価額についても、「取得価額」を「B種上限取得価額」又は「B種下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。
- (7) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (8) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときに発生する。
- (9) 普通株式の交付方法
当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

7. 譲渡制限

B 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当会社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当会社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当会社は、B 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

以 上

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

定款変更案

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は4億株とする。	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は4億株とし、 <u>普通株式の発行可能種類株式総数は4億株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は2,500株、B種種類株式の発行可能種類株式総数は925株とする。</u>
(単元株式数) 第8条 <u>当会社</u> の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 <u>普通株式</u> の単元株式数は1,000株とし、 <u>A種種類株式およびB種種類株式の単元株式数は1株とする。</u>
(新設) (新設)	<u>第2章の2 種類株式</u> <u>(A種種類株式)</u> 第13条の2 <u>当会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。</u> <u>(剰余金の配当)</u> 1. <u>当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）およびB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。）を行う。なお、優先配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA</u>

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	<u>種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> (2) <u>A 種種類株式 1 株当たりの優先配当金の額は、1,000,000 円（以下「払込金額相当額」という。）に、平成 29 年 6 月 30 日までの期間においては 4.5%を、平成 29 年 7 月 1 日以降の期間においては 5.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日の翌日（ただし、平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度においては、平成 26 年 7 月 8 日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。以下同じ。）として日割計算により算出される金額とする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として、A 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A 種種類株式 1 株当たりの優先配当金の額は、その各配当における A 種種類株式 1 株当たりの優先配当金の累計額を控除した金額とする。</u> (3) <u>当会社は、A 種種類株主等に対しては、優先配当金および A 種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u> (4) <u>ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株</u>

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	<u>当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に第(2)号に従い計算される優先配当金相当額（ただし、第(2)号但書により控除がなされる前の額）に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降累積する。</u> <u>当会社は、累積した不足額に、当該事業年度にかかる定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降、平成 29 年 6 月 30 日までの期間においては年率 4.5%、平成 29 年 7 月 1 日以降の期間においては年率 5.5%の利率で 1 年毎の複利計算（なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。）をした金額を加算した額（以下「A 種累積未払配当金相当額」という。）を、当該翌事業年度以降、優先配当金の支払並びに普通株主等および B 種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A 種種類株主等に対して配当する。</u> <u>(残余財産の分配)</u> <u>2. 当会社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、かつ、B 種種類株主等と同順位で、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額および第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>(2) A 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>(3) A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定</u>

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	した場合に、第 1 項第(2)号に従い計算される優先配当金相当額とする。 (議決権) 3. A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 (普通株式を対価とする取得請求権) 4. A 種種類株主は、平成 26 年 7 月 8 日(以下「取得請求権行使期間開始日」という。)以降いつでも、A 種種類株式の全部または一部の取得を請求する日(以下「普通株式対価取得請求日」という。)を特定して、当該日の 1 か月前までに書面により当会社に対して通知した場合に限り、当会社に対して、普通株式対価取得請求日において、次号に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式(A 種)」という。)の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求(A 種)」という。)ができるものとし、当会社は、普通株式対価取得請求日において、当該普通株式対価取得請求(A 種)に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(A 種)を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。ただし、普通株式対価取得請求(A 種)は、普通株式対価取得請求日における分配可能額(会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)が、同日に発行済の全ての A 種種類株式(発行会社が有するものを除く。)について B 種種類株式等対価取得請求(第 5 項第(1)号に定義される。)が行使されたと仮定した場合に交付されるべき金銭の総額を下回る場合においてのみ行うことができるものとする。 (2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求(A 種)に係る A 種種類株式の数に、A 種残余財産分配額を乗じて得られる額

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	を、第(3)号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を普通株式対価取得請求日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求(A種)に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。 (3) 取得価額は、当初、158.0円(以下、本項において「当初取得価額(A種)」という。)とする。 (4) 取得価額は、平成27年3月12日(同日を含む。)以降、毎年3月12日および9月12日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本号において「取得価額算定期間(A種)」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が公表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値の92%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額(A種)」という。)。ただし、修正後取得価額(A種)が当初取得価額(A種)の50%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(ただし、第(6)号の調整を受ける。以下「A種下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額(A種)はA種下限取得価額とし、また、修正後取得価額(A種)が当初取得価額(A種)の150%に相当する額(円単位未満小数第2位ま

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	で算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。ただし、第(6)号の調整を受ける。以下「A 種上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額 (A 種) は A 種上限取得価額とする。なお、取得価額算定期間 (A 種) 中に次号に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP が公表されない日は含まれない (以下同じ。))。 (5) <u>取得価額の調整</u> (a) <u>以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</u> ① <u>普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。))」</u>、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数 (ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。))」とそれぞれ読み替える。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <u>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日) の翌日以降これを適用する。</u> ② <u>普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。</u>

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款		変更案	
		$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{合併前発行済普通株式数}}{\text{合併後発行済普通株式数}}$	
③		下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本号において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本号において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。	
調整後取得価額	調整前取得価額	$\frac{\text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$	$\frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{1株当たり払込金額}} \times \text{普通株式1株当たりの時価}$

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	④ <u>当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</u> ⑤ <u>行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込</u>

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	<u>価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u> (b) <u>上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社は A 種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u> ① <u>合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u> ② <u>取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u> ③ <u>その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u> (c) <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。</u> (d) <u>取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適</u>

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が公表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。 (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。 (6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、A 種上限取得価額および A 種下限取得価額についても、「取得価額」を「A 種上限取得価額」または「A 種下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。 (金銭および B 種種類株式を対価とする取得請求権) 5. A 種種類株主は、取得請求権行使期間開始日以降いつでも、A 種種類株式の全部または一部の取得を請求する日（以下「B 種種類株式等対価取得請求日」という。）を特定して、当該日の 45 日前までに書面により当会社に対して通知（撤回不能とする。）した場合に限り、当会社に対して、B 種種類株式等対価取得請求日において、金銭および B 種種類株式の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「B 種種類株式等対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、B 種種類株式等対価取得請求日において、当該 B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該 B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に、A 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭および次号に定める数の B 種種類株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を B 種種類株式等対価取得請求日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。ただ

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	し、当該 B 種種類株式等対価取得請求がなされた A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、B 種種類株式等対価取得請求日における分配可能額を超えるおそれがある場合には、B 種種類株式等対価取得請求がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、B 種種類株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。 (2) 前号による A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式の数は、B 種種類株式等対価取得請求日が、(i) 平成 26 年 7 月 8 日（同日を含む。）から平成 30 年 6 月 30 日（同日を含む。）までのいずれの日である場合においては、B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.22 を乗じて得られる数、(ii) 平成 30 年 7 月 1 日（同日を含む。）から平成 31 年 6 月 30 日（同日を含む。）までのいずれの日である場合においては、B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.29 を乗じて得られる数、(iii) 平成 31 年 7 月 1 日（同日を含む。）以降においては、B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に 0.37 を乗じて得られる数とする。また、B 種種類株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。 <u>（金銭を対価とする取得条項）</u> 6. 当会社は、平成 27 年 6 月 30 日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 60 日前までに書面による通知（撤回不能とす

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	る。)を行った上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A 種種類株式の全部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし（ただし、金銭対価償還日より前に第 5 項第(1)号に定める B 種種類株式等対価取得請求をする旨の通知が行われた場合には、(i)A 種種類株式の全部について当該通知が行われた場合は金銭対価償還は行われないものとし、(ii)A 種種類株式の一部について当該通知が行われた場合は当該通知が行われた A 種種類株式を除く A 種種類株式についてのみ金銭対価償還が行われるものとする。)、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に(i)A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額に(ii)A 種累積未払配当金相当額および第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の合計額を加えた額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の日に該当するかまたはいずれの期間に属するか区分に応じて、以下に定める数値をいう。 ① 平成 27 年 6 月 30 日 : 1.08 ② 平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで : 1.15 ③ 平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで : 1.22 ④ 平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで : 1.30

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
(新設)	⑤ 平成30年7月1日以降 : 1.38 (譲渡制限) 7. <u>A 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u> (B 種種類株式) 第13条の3 <u>当会社の発行する B 種種類株式の内容は次のとおりとする。</u> (剰余金の配当) 1. <u>当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「B 種配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された B 種種類株主等に対し、B 種配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主等と同順位で、B 種種類株式 1 株につき、B 種種類株式 1 株当たりの第 2 項第(1)号に定める B 種残余財産分配額に、次号に定める配当年率（以下「B 種配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「B 種配当金」という。）の配当をする。なお、B 種配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> (2) <u>B 種配当年率は、B 種配当基準日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式 1 株当たりの剰余金の配当の額を B 種配当基準日から起算して 3 取引日前の日（同日を含む。）に先立つ連続する 30 取引日（以下、本号において「B 種配当年率算定期間」という。）の東京証券取引所が公表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）で除して得られた比率とする。なお、B 種配当年率算定期間中に第 4 項第(5)号に規定する事由が生じた場合は、上記の VWAP の平均値は第 4 項第(5)号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。</u> (3) <u>B 種種類株主等に対しては、第(1)号の</u>

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	ほか、<u>剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u> (4) <u>ある事業年度において B 種種類株主等に対してする剰余金の配当の額が B 種配当金の額にしないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u> <u>(残余財産の分配)</u> 2. <u>当社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、かつ、A 種種類株主等と同順位で、B 種種類株式 1 株につき、B 種種類株式 1 株当たり 1,000,000 円（以下「B 種残余財産分配額」という。）を支払う。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> (2) <u>B 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>(議決権)</u> 3. <u>B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> 4. <u>B 種種類株主は、いつでも、当社に対して、次号に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（B 種）」という。）の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求（B 種）」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求（B 種）に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（B 種）を、当該 B 種種類株主に対して交付</u>

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	するものとする。 (2) <u>B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求 (B 種) に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、第 (3) 号乃至第 (6) 号で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求 (B 種) に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。</u> (3) <u>取得価額は、当初、145.4 円 (以下、本項において「当初取得価額 (B 種)」という。) とする。</u> (4) <u>取得価額は、平成 27 年 3 月 12 日 (同日を含む。) 以降の毎年 3 月 12 日および 9 月 12 日 (以下「B 種修正日」という。) に、B 種修正日における時価 (以下に定義する。) の 92% に相当する額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) に修正され (以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額 (B 種)」という。)、修正後取得価額 (B 種) は同日より適用される。ただし、当該価額が当初取得価額 (B 種) の 110% に相当する額 (以下「B 種上限取得価額」という。) を上回る場合には、修正後取得価額 (B 種) は B 種上限取得価額とし、50 円 (以下「B 種下限取得価額」という。) を下回る場合には、修正後取得価額 (B 種) は B 種下限取得価額とする。「B 種修正日における時価」とは、各 B 種修正日に先立つ連続する 30 取引日 (以下、本号において「取得価額算定期間 (B 種)」という。) の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) とする。なお、取得価額算定期間 (B 種) 中に次号に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値</u>

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。 (5) <u>取得価額の調整</u> (a) <u>以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</u> ① <u>普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</u> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <u>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</u> ② <u>普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。</u> $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ ③ <u>下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得され</u>

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	る株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本号において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また当該基準日（以下、本号において「株主割当日」という。）を定めた場合は当該株主割当日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 $ \begin{array}{rcl} \text{調整後取得価額} & = & \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）}}{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \\ & & \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{1株当たり払込金額}} \div \frac{\text{普通株式1株当たりの時価}}{\text{（発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \end{array} $ ④ 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定め

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	た場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。 ⑤ 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	<u>普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u> (b) <u>上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社は B 種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u> ① <u>合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u> ② <u>取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u> ③ <u>その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u> (c) <u>取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。</u> (d) <u>取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。</u> (e) <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</u> (6) <u>前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、B 種上限取得価額および B 種下限取得価額についても、「取得価額」を「B 種上限取得価額」または「B</u>

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	<u>種下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。</u> <u>(譲渡制限)</u> 5. <u>B 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u> <u>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u> 第 13 条の 4 <u>当会社は、種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u> <u>当会社は、種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> <u>当会社は、種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u> <u>(種類株主総会)</u> 第 20 条の 2 <u>第 15 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項、第 19 条および第 20 条は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>第 18 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>
(新設)	
(新設)	

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。